

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当面の対応方針

令和3年1月15日

藤枝市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 対象とする期間

令和3年1月15日（金）～2月7日（日）

※緊急事態宣言が延長された場合は、対策期間を延長する。

2 対応方針

(1) 感染拡大防止対策の徹底

① 県境を跨ぐ移動制限

緊急事態宣言の対象とされている都府県*への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。

静岡県が毎週公表する「ふじのくにシステム」に基づき、対象地域の感染状況を踏まえ、往来は、常に代替手段や他の往来時期を検討するなど、慎重かつ適切な行動を呼びかける。

② 市民の外出自粛の要請

仕事、買物、通院、通学など、日常生活に必要な外出を除き、できる限り不要不急の外出の機会を減らしていただくよう協力を要請する。

特に、感染拡大が顕著な近隣市への移動は、慎重かつ適切な行動を要請する。

③ マスクの着用など感染防止対策の徹底

自身や家族などが感染しないため、また、障害者や認知症の方などマスクを着用できない方に感染させないためのマスクの着用の徹底を呼びかける。

④ 飲食での感染防止対策の徹底

会話をしながら食事をするのを避け、会話時には必ずマスクを着用することを徹底する。

会食する場合は、同居している家族以外との会食は行わないことを徹底する。

⑤ 家庭内感染の発生の抑制

家庭内での感染事例も多いため、家庭にウイルスを持ち込まない、持ち込ませないよう徹底する。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

市主催の催物等においては、不特定多数が参加するものは開催を見合わせ、それ以外のものについては、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用を働きかける。

(3) 店舗、事業所等での感染防止対策の徹底

① 業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や、換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。

② 顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する貼り紙や声掛けを実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリCOCOAの活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

③ 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）時の感染防止対策について注意を呼びかける。

④ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

(4) 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

(5) 学校教育活動

- ① 認可保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校、及び中学校において、感染防止と学習機会等の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。
- ② 部活動、課外活動等における感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

(6) 経済・雇用対策

- ① 感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。
- ② 県市長会、全国市長会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

(7) 医療提供体制の推進

医療提供体制の確保に資するため、医師の判断に基づくPCR検査体制を維持するとともに、季節性インフルエンザを含めた市内医療機関での発熱外来による検査体制を強化する。

また、クラスター発生時は、県と協力しながら感染拡大の抑制に努める。

(8) ワクチンの接種推進

国や県のスケジュールに則り、速やかに接種できる体制を構築するとともに、ワクチンについての正しい情報を広く市民に周知し、多くの市民がワクチンを接種するよう推進する。

※緊急事態宣言発出都府県（令和3年1月15日現在）

1月 7日発出 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

1月13日発出 栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県